



平成30年2月1日

各位

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
株式会社ソフトクリエイトホールディングス
代表取締役会長 林 勝
(コード番号：3371 東証第一部)
問合せ先：経理部長 村上 成二
電話番号：03-3486-0606 (代表)
(URL <http://www.softcreate-holdings.co.jp/>)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

- (1) 払 込 期 日 : 平成30年2月19日(月)
- (2) 処分する株式の種類及び数 : 普通株式 65,000 株
- (3) 処 分 価 額 : 1株につき金1,535円
- (4) 処分価額の総額 : 99,775,000円
- (5) 処分方法 : 第三者割当の方法によります。
- (6) 処 分 先 : 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
- (7) そ の 他 : 本自己株式処分については、有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成29年5月18日付で「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」の導入を公表し、その後、平成29年6月21日開催の第50期定時株主総会において、役員報酬として決議されました。（当制度の概要につきましては、本日付「株式給付信託（BBT）導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照下さい。）。本自己株式の処分は、制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社（当制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下、「本信託」といいます。）の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、株式給付規程に基づき信託期間中に当社の取締役役に給付すると見込まれる株式数（平成30年3月末日で終了する事業年度における業績達成度等に応じて付与されるポイント数）に相当するものであり、平成29年9月30日現在の発行済株式総数13,775,139株に対し0.47%（小数点第3位を四捨五入、平成29年9月30日現在の総議決権個数133,233個に対する割合0.49%）としております。

【信託契約の概要】

- (1) 信 託 の 種 類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (2) 信 託 の 目 的 : 株式給付規程に基づき当社株式の財産を受益者に交付すること
- (3) 委 託 者 : 当社
- (4) 受 託 者 : みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- (5) 受 益 者 : 株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者
- (6) 信 託 契 約 日 : 平成30年2月19日（予定）

- | | |
|-----------|---|
| (7) 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者を選定
本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一切行使しません。これにより、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。 |
| (8) 信託設定日 | 平成 30 年 2 月 19 日（予定） |
| (9) 信託の期間 | 平成 30 年 2 月 19 日（予定）から信託が終了するまで |

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間（平成 30 年 1 月 4 日から平成 30 年 1 月 31 日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である 1,535 円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近 1 か月としたのは、直近 3 か月、直近 6 か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額 1,535 円については、取締役会決議日の直前営業日の終値 1,472 円に対してプレミアム率 4.28% を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 3 か月間の終値平均 1,552 円（円未満切捨）に対してディスカウント率 1.11% を乗じた額であり、あるいは同直近 6 か月間の終値平均 1,524 円（円未満切捨）に対してプレミアム率 0.72% を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会にて監査役 3 名（うち 2 名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、① 希薄化率が 25% 未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上